

岡山県 G A P 導入指針

令和 6 年 1 2 月（改定）

岡 山 県

目 次

1	G A P（農業生産工程管理）	1
	（1）G A Pとは	
	（2）G A Pに取り組む意義	
	（3）G A Pの実践	
2	G A Pの実践の基本的な考え方	3
	（1）農業生産におけるリスク管理	
	（2）食品安全	
	（3）環境保全	
	（4）労働安全	
	（5）人権保護	
	（6）農場経営管理	
3	G A Pの導入・普及	9
	（1）導入・普及に当たって	
	（2）導入手順	
	（3）導入・普及の進め方	
	（4）導入指針の活用	
4	推進体制	13
5	信頼性の向上	14
6	商品開発への活用	14

○岡山県版G A P点検・評価シート

（1）青果物（野菜・果樹・きのこ）	15（青果物-1～17）
（2）穀物（米・麦）	32（穀物 -1～13）

○参考資料

（1）参考様式（例）	45
（2）緊急連絡先一覧（例）	47
（3）G A P事例	48

ギャップ 1 GAP（農業生産工程管理）

（１）GAPとは

GAPとは Good（良い）Agricultural（農業の）Practices（実践）の頭文字を取った言葉で、一般的には「農業生産工程管理」と呼ばれています。

消費者や流通業者等の誰からも信頼される農業生産を行うには、関連する法令や科学的な根拠に基づく管理方法等に則した、農業生産を実践することが重要です。

GAPは、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の観点から、農業生産活動の全ての工程において、事前に危害を及ぼす要因を検討し、危害を未然に防ぐために点検項目を定め、これに沿って農業生産の実施、記録、点検、評価を繰り返して行う一連の改善活動をいいます。

GAPは、「持続可能な農業」のために生産者が取り組むことをまとめた基準であり、SDGsの17の目標とも親和性が高く、SDGsに貢献できる内容になっています。

（２）GAPに取り組む意義

農業生産を行う際、病原微生物や化学物質による汚染、金属片などの異物混入、農作業事故の発生など、人の健康や環境に悪影響を及ぼす危害を発生させないように、生産環境や生産工程、生産者において起こり得る様々な危害要因を幅広く検討することにより、総合的なリスク管理ができます。

GAPは、農薬残留等のリスクを軽減し、安全な農産物を出荷することを目的とした生産履歴記帳や農薬の安全使用の遵守、農薬飛散防止対策をはじめ、環境の負荷軽減に配慮した生産技術の導入や農作業事故の防止対策など総合的に取り組むものです。

GAPに取り組むことは、農産物の安全性の向上、水質や土壌などの環境保全、生産者の事故防止、農業経営の改善とあわせて消費者や流通販売業者等の信頼の確保が期待できるなど、以下のような多くのメリットがあります。

農産物の安全性・信頼の向上	農業経営の改善・労働安全
○農産物の安全性の向上 ○市場や販売先など取引業者や消費者の信頼の確保 ○産地のブランド力向上	○農薬や肥料の使用量の低減 ○農業技術の改善による品質の向上 ○作業の効率化による経営改善 ○農作業事故や機械の故障などの防止 ○生産者の健康維持
環境の保全	リスク管理・情報提供
○農薬や肥料の使用等による土壌、水質、大気汚染の低減 ○環境に配慮した生産方式により持続した農業生産が可能	○生産記録の情報開示が可能 ○トレーサビリティシステムへの対応が可能 ○問題発生時に適切な対応が可能

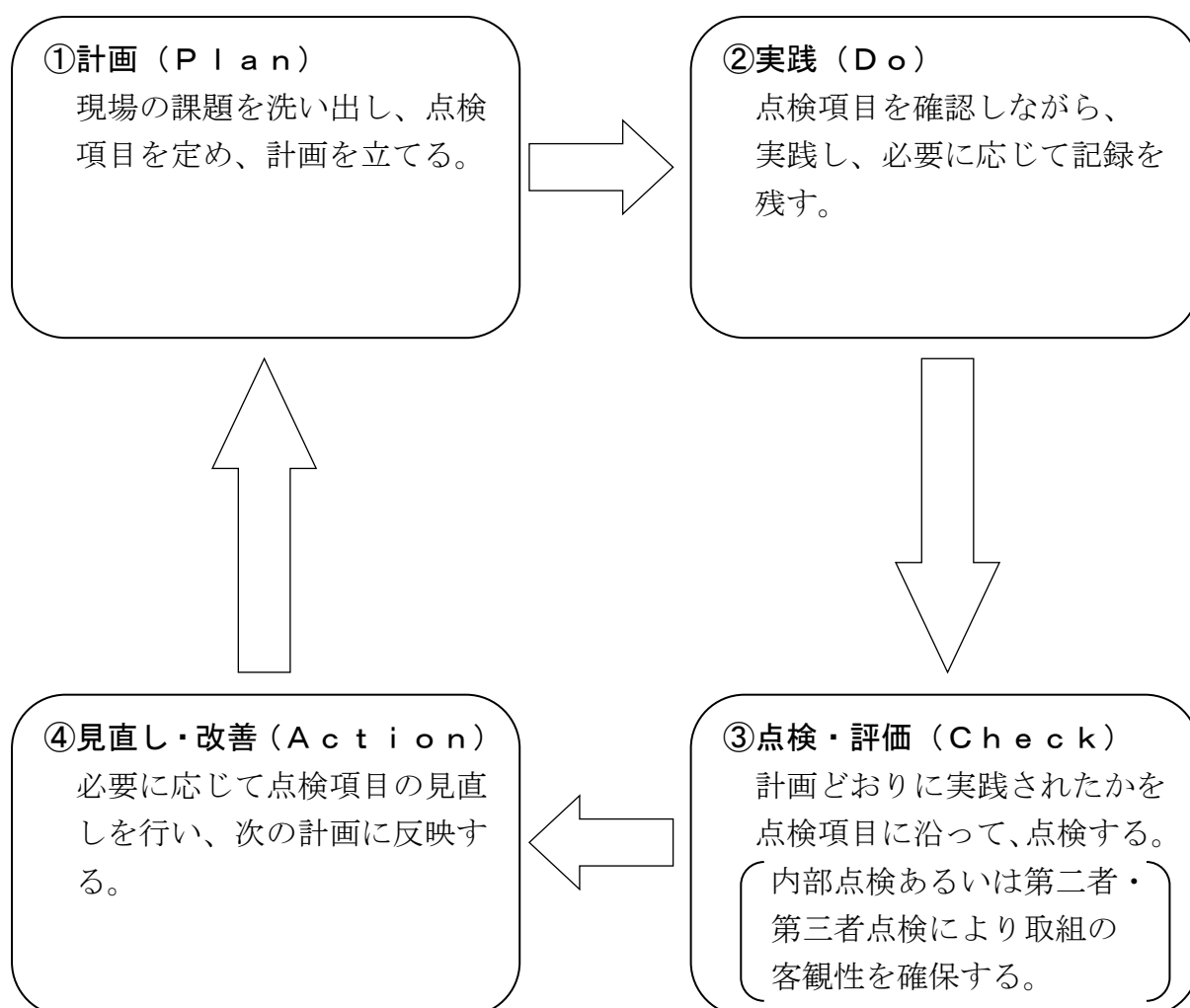
(3) G A Pの実践

農業生産の方法は、農産物の種類や気象、土壌など様々な条件によって異なることから、G A Pの実践内容や取組項目は、一律に決められるものではなく、様々な条件を考慮して定めることになります。

また、G A Pの実践にあたっては、点検項目の自己点検と産地の内部点検の結果等を基に、生産工程の取組内容を改善し、継続的にレベルアップを図っていくもので、生産者自らが以下①～④を継続して繰り返し実施することになります。

- ①農作業の計画を立て、点検項目を決める。
- ②点検項目に従い、正確に作業を実践し、実施状況を記録する。
- ③記録に基づき実施状況を評価し、不適切であった場合、原因を明らかにする。
- ④評価結果を踏まえ、次の作業工程や次期作に向けて、点検項目や実施内容を見直す。

産地で取り組むG A Pは、生産者全員の実践水準を保ち、取組の客観性を確保することが必要なことから、自己点検の評価結果について生産部会等で構成する「G A P推進チーム」等による内部点検、あるいは取引先となる量販店等の第三者（関係者）ないし外部監査員等の第三者による外部点検を行い、取組内容の改善につなげます。



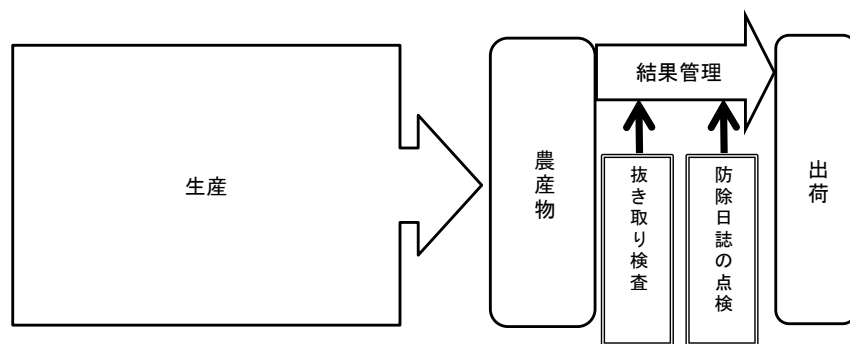
2 G A Pの実践の基本的な考え方

G A Pの実践では、各生産工程においてリスク管理を実践する工程管理方式を基本に、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の観点から、農業生産上取り組むことが望ましいものを取組事項として定めています。

(1) 農業生産におけるリスク管理

農産物の安全性を確保するリスク管理の手法として、結果管理（ファイナルチェック）方式と工程管理（プロセスチェック）方式があります。

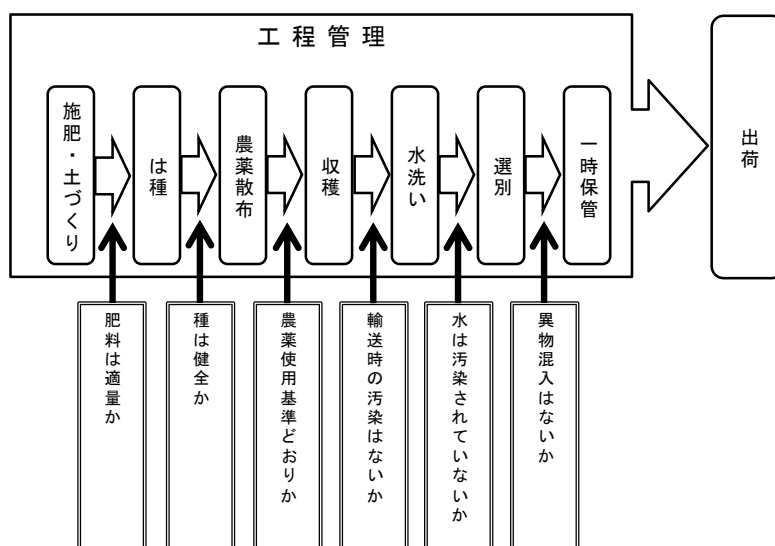
結果管理方式は、出荷前の農産物を対象にした抜き取り検査等により、基準に合ったものを流通させる方式で、一般的に普及している手法です。この方式は、同じ産地でも生産者やほ場により生産する環境や生産工程が異なるため、全ての農産物の安全を確保するための残留農薬検査を行う場合、多額の経費を要することや、生産工程の記録を保存していない場合は、問題の発生時に原因究明や再発防止策の対応が難しいなどの欠点があります。



結果管理（ファイナルチェック）方式の流れ（例）

工程管理方式は、予め生産工程に沿って危害要因を分析し、これらを予防する作業の管理方法と対処方法（適合基準）を定め、各生産工程において重点的にリスク管理を行うことにより、危害の発生を未然に防止し、リスクを低減させる手法で、G A Pはこの手法により生産工程を管理します。

結果管理方式と比べて残留農薬の検査費用などが抑えられることや、問題が発生しても、記録により速やかな原因究明や再発防止策の対応が可能となります。



工程管理（プロセスチェック）方式の流れ（例）

(2) 食品安全

消費者に安全な農産物を供給するため、食品の安全性を確保することは最も重要な事項であり、全ての生産工程で可能な限りリスクを少なくする努力が求められます。このため、農薬の安全使用や農産物の衛生管理など適正な実施が必要となります。

ア) 適正な農薬の使用

農薬は農薬取締法に基づき、国が登録したものを使用し、ラベル表示をよく読んで使用基準に従い、適正に使用することで安全性が確保されます。

また、使用する農薬を間違えたり、肥料と間違えて農薬を使用したりしないよう、きちんと整理し、保管しておくことも重要となります。

イ) 残留農薬への対応

平成 18 年 5 月にポジティブリスト制度が施行され、全ての農薬と作物の組合せで農薬の残留基準が定められました。基準を超えた農薬が農産物に残留していた場合、この農産物は市場、流通段階から排除されます。適正な農薬使用はもとより、周辺ほ場からの農薬の飛散防止や農薬散布後のタンク・ホースの洗浄、使用残液の適正処理などの対策が重要になります。

ウ) 異物・有害物質等の混入防止

農産物は、食品として生産され、収穫後も食品として取り扱うこととなります。このため、食品にとって危害要因となる化学物質や有害重金属、病原菌由来のかび毒等による汚染、出荷・調製時の病原微生物や腐敗果、金属類・小石などの異物混入等の様々な危害原因を現場に持ち込まない、接触させない等の対応策が必要となります。

また、農産物に混入した異物や有害物質は、直ちに除去するか、除去できない場合は廃棄する必要があります。

エ) 農産物の衛生管理

農産物の収穫・輸送、選別・調製時の取り扱いや衛生管理ルールは作業者全員が理解し、実践することが重要です。手洗い施設の整備と手洗いの励行、ハサミなど収穫器具の定期洗浄、出荷コンテナや出荷箱等への異物混入防止、収穫物洗浄水の水質基準確保など、徹底した衛生管理によるリスク管理に努めることが求められます。

(3) 環境保全

環境に配慮し、自然豊かで快適な環境を確保することは、全員が取り組まなければならない課題です。農業生産においても、堆肥や化学肥料、農薬、燃料等の使用による環境への影響を認識した上で、土壌、水、大気など環境への負荷を低減し、環境と調和のとれた農業生産活動に取り組むことが求められます。

ア) 土壌

堆肥等による土づくりは、堆肥や作物残渣等の有機物が土壌微生物等により分解され、土壌の保水性や肥料保持力を向上させます。一方で、有機質資材であっても肥料成分を含むため、過剰に施用することで土壌に塩類が蓄積し、持続した農業生産が難しくなります。定期的な土壌診断により、作物生産に必要な養分量の施用や適正な土壌pHやECの維持・改善を図り、良質な農産物生産につなげる必要があります。

イ) 水

肥料をほ場に過剰投入すると、富栄養化の原因物質となる窒素、リン酸などが降雨等によって地下水や河川、湖沼等に流出し、水質を汚染する原因になります。

このため、土壌診断結果に基づく適正施肥を基本に、肥料の利用効率を良くする局所施用や水田の代かき後の濁水排出による水質負荷を抑制するための浅水管理、乾田直播など代かきを必要としない環境負荷低減技術の取組等により水質の汚染を防止します。

ウ) 大気

農業生産において、農業機械の使用やハウス栽培の暖房、施設照明など各種エネルギーを使用しますが、石油などの化石燃料の使用は、温室効果ガスの二酸化炭素や大気汚染物質が発生するため、効率的なエネルギー利用と節減対策が必要です。

また、社会の慣習上やむを得ない（農業を営むためにやむを得ないものとして行われる）廃棄物の焼却以外、法律で野焼きは禁止されています。野焼きは、煙や臭いのほか、焼却時のダイオキシンの発生により人の健康に影響を与える恐れがあることから、稲わらなどは、適正な処理が必要となります。

エ) 廃棄物

農業生産において、粗大ごみ、農薬空容器などの廃プラスチック類、家畜糞尿、廃棄農薬、廃油、作物残渣など様々な廃棄物が排出されます。これらは誤った処理をすると、水質汚染や大気中へのダイオキシン発生源となるなど、環境に悪影響を与える恐れがあることから、適正な処理が必要となります。

オ) 生態系

農薬や肥料など農業資材の誤った使用により、環境汚染による生態系への影響が懸念されます。このため、農薬の使用量を減らすための耕種的防除の導入や農薬の使用回数を雑草や病害虫の発生程度に応じて必要最低限にとどめるなど、生態系に配慮した技術の導入が求められます。

(4) 労働安全

農作業を安全に行い、農作業事故を防ぐことにより、生産者の健康が維持され、持続的な農業生産や農業経営の安定につながります。

ア) 事故防止

農作業事故を防止するため、農場等の作業環境における危険な場所やケガをしやすい危険要因をあらかじめ把握し、作業方法や作業環境の改善、危険箇所の表示等、安全で効果的な対策を図ることが必要です。

また、農作業中の死亡事故の約6割が農業機械によるものであり、トラクターの安全フレームの装着など安全性の高い機械の使用や安全な取り扱いのための講習受講なども重要となります。

さらに、安全な作業を行うために適した服装や保護具の着用、農業機械の点検やヘルメット・シートベルトの着用など、事故の未然防止に向けた取組が重要です。

イ) 保険の加入

労災保険の加入や必要に応じて傷害共済等の各種任意保険に加入するなどにより、農業生産の維持・継続のため、万一の事故に備えておきます。

ウ) 農薬・燃料等の取り扱い

農薬の使用にあたっては、救急救命法を事前に受講する、緊急連絡先を掲示するなど、中毒事故等の緊急事態に備えるとともに、作業員への散布液付着を最小限にするため、防除用カッパやマスク、手袋等の着用、体調不良の場合は散布作業を行わないなど、安全使用に努めることが重要です。

また、軽油、灯油等の燃料は第4類危険物として貯蔵施設が消防法で規定されており、適正な管理が必要となります。

(5) 人権保護

性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、雇用契約の締結、就業規則の作成、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的人権を守るためのルール作りを行い、実施します。

労働者間の関係が改善され、コミュニケーションも活発になり、よりよい人間関係が築けます。また、農場経営者と従業員との関係も改善されます。よりよい労働環境は生産性の向上にもつながります。

ア) 人権侵害防止に係る管理方法を定めて実施

経営資源の中で最も重要な要素が“人”です。基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平や不満が高まり、手抜き、散漫な行動等により、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにします。

雇用後は、労働条件を遵守していることが分かるよう記録を残しておく必要があります。いわゆる「法定三帳簿」と呼ばれる労働者名簿や賃金台帳、出勤簿がそれにあたります。これらを適切に整備していない場合、労働基準法違反となる場合があります。また使用者と労働者との間で、労働条件、労働環境等に関する意見交換を実施し、実施内容を記録します。労使間でコミュニケーションをとり、作業者の不平、不満を把握して、改善する努力をすることで、職場環境の悪化を防ぎます。

イ) 外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関へ相談する等して準備を進め、ハローワークへ必要な届出をします。

また、住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことができるように、快適な住環境を提供します。

ウ) 家族経営協定の作成

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため「家族経営協定」を作るよう努めます。

地位を明確にして保全することで、家族のやる気を引き出すことができます。お互いによく話し合い、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にする必要があります。

(6) 農場経営管理

農場のルール決定、責任者の決定による役割分担の明確化、教育訓練の実施、農作業の記録の作成・保存など、農場経営にとって必要なルール作りを行い、実施します。

さまざまな記録を保管することによって、記録が根拠書類としての価値を持ち、何らかのトラブル等が起こった場合でも記録が改善ポイントを示唆してくれます。

また、農場経営者自らが開発した技術やノウハウを、次世代につなげることができます。

ア) 農場経営に必要な基本情報の明確化

GAPは、どのように農場を管理しているかを「見える化」し、管理を適切に実践して持続可能な農業経営を行うとともに、その内容を文書化や記録することにより顧客や地域住民に説明責任を果たすための道具です。また農場のルールを文書化することで、従業員の教育・訓練を確実なものとし、その見える化の第一歩として、農場の基本的な情報を把握し、GAPで管理する範囲を明確にします。

イ) 農場経営方針の策定

農場を持続可能にするためには、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5つの分野から農場を適切に管理することが大切です。経営者は、農場の目標を「農場運営の方針」として明らかにし、判断に迷った時の基準、指針として活用します。どうしてGAPに取り組むのか、どのような生産者になりたいのか、そのために何をすべきかを考え、農場が目指す方針を定め、全従業員に周知します。

ウ) 役割分担の明確化

経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知することが農場のルールを定める上でのスタートです。責任者には、必要な専門知識、十分な経験を有する人員を当てます。責任者の任命は、将来の農場経営を担う人材の育成にも役立ちます。後継者や従業員を責任者に任命し、相応しい権限を委譲することにより、責任感や自主性の向上にもつながります。

エ) 農場のルールづくり、実践、記録、見直し

曖昧なルールによる様々な事故や品質のばらつきなどを防ぐために、作業の手順書（農場のルール）を作成します。手順書に従い作業を実施し記録します。自己点検・内部監査で記録を検査した上で、作業の見直しを図ります。こうした活動を通じ、農場のルール、農場の管理体制を整備・確立し、持続可能な農場経営を実現します。

3 G A Pの導入・普及

G A Pの導入の際は、指導者や生産部会リーダーは、G A Pについて全ての生産者に分かりやすく、取り組みやすい導入方法を工夫して示すことが求められます。

また、生産段階において既に実施している生産履歴の記帳や農薬飛散防止対策などの農産物の安全対策、環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）、特別栽培農産物、おかもやま有機無農薬農産物や有機農産物の生産等、環境保全型農業に取り組む産地では、この取組を基礎としてG A P導入につなげることが考えられます。

（１）導入・普及に当たって

ア）生産者、産地関係者の意識向上

一人の生産者が出荷した農産物の農薬残留等によって、産地全体の安全性や信頼を大きく損なうことになりかねません。

このため、産地におけるG A P導入は、全体研修会を開催するなど、生産者をはじめ、全ての産地関係者が安全性に対する意識を高めることが重要です。

イ）研修等による継続的な実施

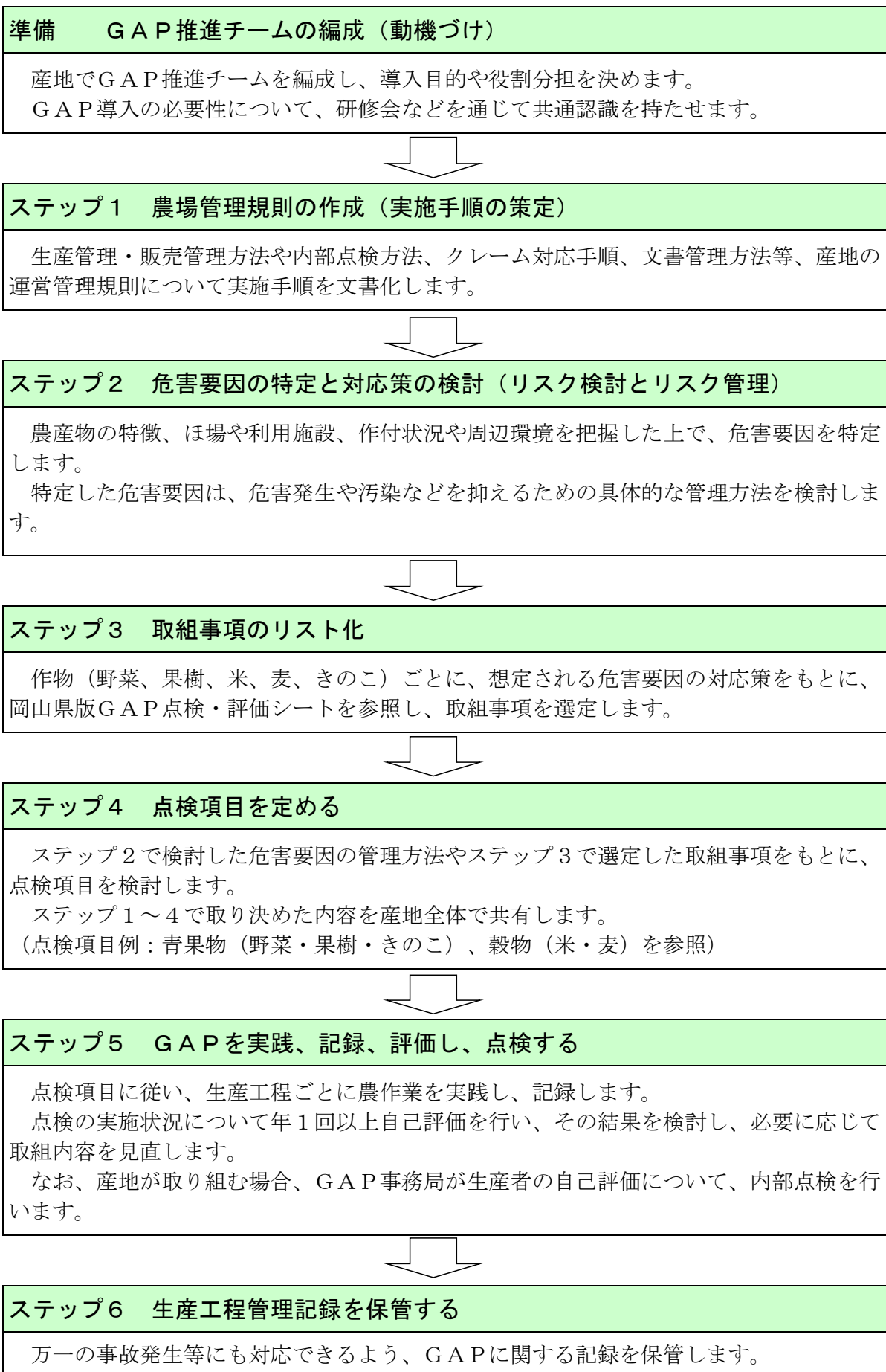
生産者、産地関係者の意識向上には、G A P導入に向けた基礎知識の習得や、すでに導入している産地ではレベルアップに向けた研修の実施など、継続的な実践と取組内容の高度化を図ることが重要です。

（２）導入手順

産地全体での研修会などを通じて、G A P導入の意義等の理解を深めます。この時、初めて触れるG A Pに対する理解や動機付けが重要であり、G A P導入を左右することになりますので、分かりやすい内容となるよう工夫します。

また、実践可能な取組項目から導入を始めるなど、産地全体が取り組みやすい環境を整えます。

G A Pの導入手順のモデルを次に示します。



(3) 導入・普及の進め方

ア) G A Pの取り組み方は大きく分けて2種類

G A Pには、「G A Pに取り組む」と「G A P認証をとる」の2つがあります。

種 類	内 容	特 徴
G A Pに取り組む	生産者がG A Pの取り組みを自ら実施すること 認証取得の有無は関係ない	生産者の意識改善や、肥料・農薬の在庫管理等の改善による経費削減等で経営改善に有効
G A P認証をとる	第三者機関の審査によりG A Pが正しく実施されていることが確認され、証明されていること	上記に加え、取引先に対する信頼性向上や販路の拡大にも有効 ※審査に係る費用等が必要

イ) 国内における様々なG A P

欧州を中心に世界で広く取り組まれている^{グ ロ ー バ ル ギ ャ ッ プ}GLOBALG. A. P. や、一般財団法人日本^{ア ジ ア ギ ャ ッ プ}G A P協会の進める^{ジ ェ イ ギ ャ ッ プ}ASI A G A PやJ G A Pは、第三者が認証するG A P（「G A P認証をとる」）です。農産物の輸出を目指す産地は、取引相手国や取引業者が求める輸出条件等により、GLOBALG. A. P.等の認証を取得する必要があります。一方で、これらのG A Pは認証取得のために費用を要することや、国内では現時点で消費者に対して十分に認知されていない状況にあります。

その他「G A Pに取り組む」には、各都道府県が定める「県版G A P」、一般社団法人日本生産者G A P協会が進める「GH評価制度」等があります。県版G A Pは、産地の実態に応じてG A Pを導入するもので、継続して実践し、取組内容のレベルアップを図っていくものであり、各地域において導入されています。また、GH評価制度は、GH評価員が生産者と対話しながらG A Pの実施状況を調査、評価を行うことで、課題を見つけ、生産者とともに改善していくための手法です。

このため、本県においては、まずは、各産地の実態に応じた、岡山県版G A PやGH評価制度の導入を進め、段階的に取組内容の高度化を図ります。

こうした、G A Pのレベルアップを図ることにより、産地の戦略とあわせて、産地ブランドの強化や農産物の輸出などを目的として、GLOBALG. A. P.やASI A G A P等への移行も可能となります。

		商品回収テストの実施等	商品回収テストの実施等		
		⑤農場経営管理			
		④人権保護			
		③労働安全			
		②環境保全			
		①食品安全			
	岡山県GAP導入指針	GH評価制度	GAP 認証をとる		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	岡山県	一般社団法人日本生産者GAP協会	一般財団法人日本 GAP 協会		FoodPLUS (ドイツ)

(4) 導入指針の活用

本導入指針は、農林水産省の「国際水準GAPガイドライン」に沿った取組事項を定め、さらに取組事項ごとに点検項目例を示しています。

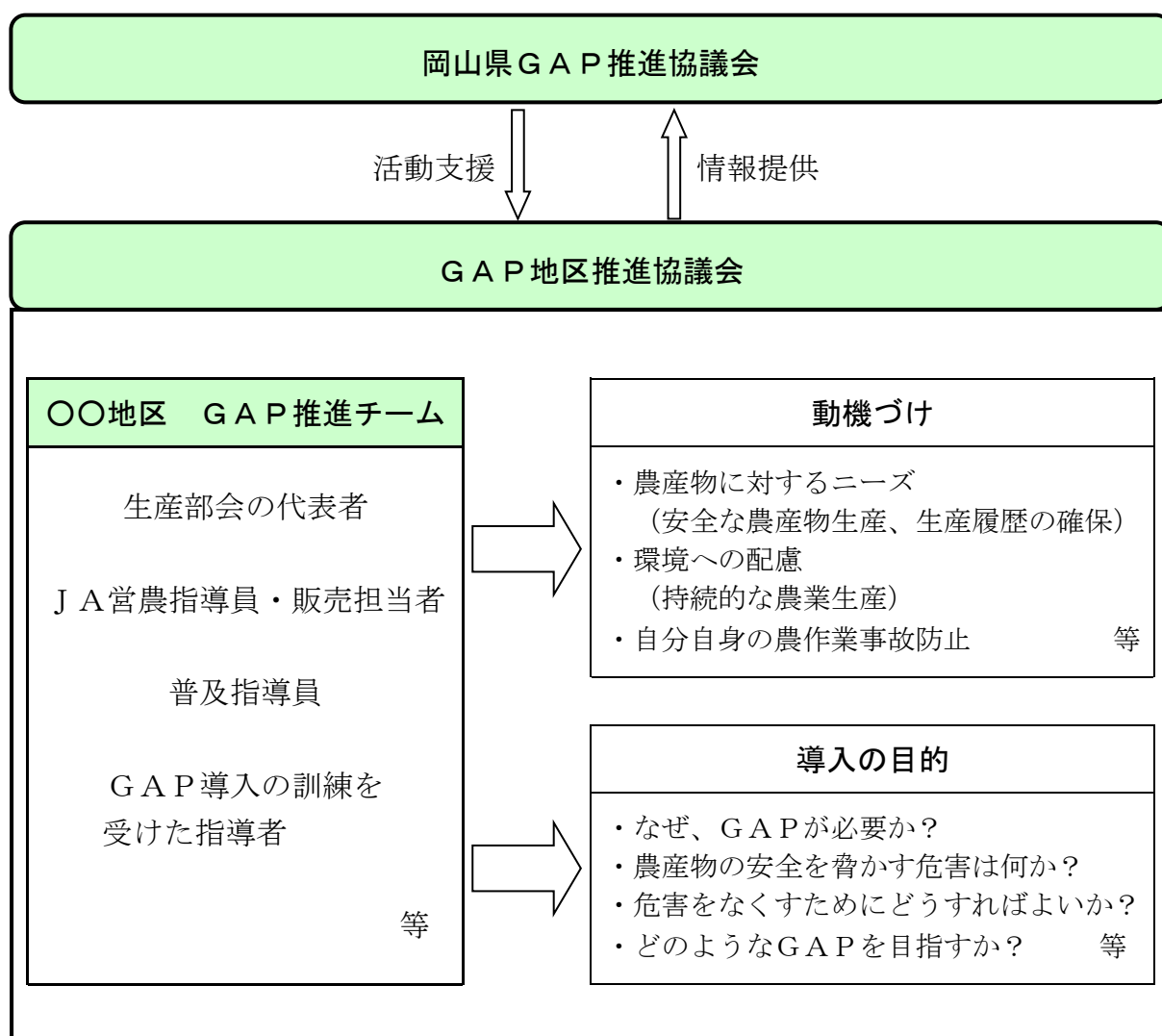
これらの取組事項または点検項目例は、対象とする農産物の種類や気象、土壌など産地条件により危害要因と対策が異なることから、各産地の生産方法や部会の規定等を考慮し、必要に応じて新たな取組や項目を追加又は不要な取組や項目を削除するなど地域の実態に応じた内容に設定し、各産地、生産者が工夫して活用します。

4 推進体制

県段階では、県・岡山県農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会岡山県本部で構成する岡山県GAP推進協議会が示す「岡山県GAP導入指針」及び一般社団法人日本生産者GAP協会が示す「GH評価制度」を基本に、指導者や生産部会等に対して、指導員の養成や資質向上に向けた研修会の開催などにより、県内産地へのGAPの導入・普及を推進します。

各地域段階では、既存の協議会あるいは市町村やJA等が事務局となる「GAP地区推進協議会」などの組織において、県、市町村、農業団体が連携して、取組項目の選定や点検項目の設定、GAPの取組内容の高度化など、産地の実態に応じたGAP導入を推進します。

また、GAP地区推進協議会内に「GAP推進チーム」を編成するなど、導入動機や目的を明確にすることで、よりスムーズにGAPを推進することができます。



5 信頼性の向上

本導入指針を活用した取組の客観性を確保するためには、他者による評価を行うことが有効です。そのためには、導入産地におけるGAP推進チームやGAP事務局となる生産部会などが生産者の自己点検の結果を評価する内部点検の導入が考えられます。

内部点検は、GAP推進チームやGAP事務局を含め、できるだけ客観的な立場の助言者が立ち会い、農場や資材保管庫、収穫調製施設など点検項目に基づき点検し、問題点を指摘し、取組改善を図ります。

本導入指針では、内部点検の導入を推奨しています。内部点検の導入により、産地全体の実践レベルの向上が図られるとともに、産地に対して流通販売業者や消費者等からの信頼性の向上につながることを期待できます。

6 商品開発への活用

本導入指針の実践は、法令や規則、科学的根拠等に基づき安全性の高い生産方法を実践することであり、生産者としてリスク管理を行うことです。

農産物の安全性の評価やGAPの信頼向上のために取り組む内部点検、万一の事故発生時に対応できる生産履歴の遡及と事故原因の究明、再発防止マニュアルの策定などにより、取引先に対して一層の信頼向上につながります。

さらに、糖度や大きさなど高い品質認定基準を満たした農産物や、消費者ニーズに応じた環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）、特別栽培農産物、おかやま有機無農薬農産物や有機農産物の取組など、GAPと組み合わせた高付加価値化により、消費者に対して魅力ある商品開発につなげていくことが期待できます。

生産者		点検日	年	月	日
品目名		点検者			

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	1	農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。	・出荷する商品（品目）や生産工程（外部委託含む）、ほ場（ほだ場）、倉庫・作業所等の施設等の基本的な情報について、生産工程フロー図（栽培、収穫、農産物取扱等）やほ場地図、施設等のレイアウト等を作成することで把握し、整理している。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	2	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	・経営者が農場で発生する業務ごとに漏れなく責任者を決めている。 ・責任者に学習の機会を与えて適切なルールを定められるようにしている。 ・業務の役割分担を明確にし、作業者全員に役割分担を周知している。 ・事故を想定した連絡、報告等が滞りなく行えるか訓練をしている。 ・責任者が責務を果たしているか、定期的に確認している。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	3	農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。	・農場運営の方針を定め、全従業員に周知している。 ・取引業者との契約に際し、法令遵守の項目を盛り込み誓約している。 ・自らの事業に係る法令を調査、把握し、自らの農場運営に反映させている。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	4	国際水準GAPガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	・分かりやすい作業手順書（農場ルール）を作成し、ルールに違反した場合の対応を定めている。 ・農場ルールを理解した上で農作業を行い、内容を記録し・保存している。 ・記録を基に自己点検や内部監査を行い、結果を保存している。 ・自己点検等の結果、改善が必要な部分を把握し、農場ルールを見直している。				
II 生産体制全体	農場経営管理	共通	5	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	・技術・ノウハウが知的財産であることを認識している。 ・知的財産を有効に活用するための保護・活用手段（権利化、秘匿、公開）について理解し、該当する技術や品種等があれば、特許・品種登録等を行っている。 ・登録品種の種苗は、権利者の許諾を得て使用している。 ・講習会等に参加し、情報収集や生産技術の向上に努めている。 ・農業技術や種苗など知的財産の保護・活用に努めている。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
II 生産体制全体	農場経営管理	共通	6	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	- 農場の運営に関する責任者を明確にしている。 - 品目やほ場に合った栽培計画を立てている。 - 生産工程管理の対象となるほ場の位置、面積を記録し、保存している。 - 栽培計画と実績を比較することにより、改善点を見出し、次の生産計画の基礎資料として活用している。				
II 生産体制全体	農場経営管理	共通	7	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。	- 農場での作業や使用した資材等、記録すべき事項を決めている。 - 記録ごとに説明責任を果たすために必要な保管期間を定めている。 - 所定の場所に保管する、ファイルに綴る、記録の管理責任者や担当者を決める等し、紛失や損傷しないように保管している。				
III リスク管理	食品安全	共通	8	農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づき対策の実施、検証、見直しを実施。	- 農産物がどう消費されるかを考慮しつつ、その生産行程にどのような危害要因が潜んでいるか分析している。 - 分析の結果、重要な危害要因について、危害要因による農産物の汚染を防止・低減する対策を農場ルールとして策定し、作業者に周知している。 - ルールを運用した結果、記録や検査に基づいてルールが守られていたか確認するとともに、危害要因による汚染を防止・低減できたのか対策の有効性を検証している。 - 有効でないと判断された場合は、ルールを見直している。				
III リスク管理	労働安全	共通	9	農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づき対策の実施、検証、見直しを実施。	- 具体的な取組の流れは①～⑥の通り ①ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、農場内の危険な作業・危険な箇所、危険な機械・器具、危険物を抽出している。 ②過去の事故事例や農場内の事故経験などを参考に、労働災害の起こりやすさ及び健康に対する悪影響の程度を考慮した労働安全に関する危害要因のリスク評価を実施している。 ③リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための対策（農場ルール）を設定している。 ④農場ルールを実施している。 ⑤農場ルールの実施により労働安全に関する危害要因を除去又は低減できているか検証を実施し、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直しをしている。 ⑥ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直しをしている。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
III リスク管理	環境保全	共通	10	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	- 具体的な取組の流れは①～⑥の通り ①農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源を把握している。 ②環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する悪影響の厳しさを考慮したリスク評価を実施している。 ③リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された環境に負荷を与える要因を除去している又は低減するための対策（農場ルール：施肥計画、廃棄物の処分方法等）を設定している。 ④農場ルールを実施している。 ⑤農場ルールの実施により環境負荷要因を除去又は低減できているか検証し、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直している。 ⑥ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直している。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	11	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	- 出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。 - 出荷する農産物と各種記録（栽培、収穫、出荷等）を紐づけし、取引先からの情報提供の求めに対して対応できる。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	12	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。	- 外部委託先に、委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順を守る合意を得ている。 - 外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか確認している。 - 外部委託先が作成している記録を確認している。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	13	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサプライズ提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。	- 行政や同業者等から積極的に情報収集するよう努めている。 - 外部の検査分析機関については、ISO17025認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼している。 - 検査機関の登録、認証の範囲を確認している。 - 取引先と農産物等の取扱いや保管に関する契約書、覚書等を締結している。 - 取引先の作業の状況を定期的に点検している。 - 事故が発生した場合の処置を合意している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
III リスク管理	農場経営 管理	共通	14	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	【クレーム対応】 ・商品のクレーム対応の手順を明確にしている。 ・クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行っている。 ・テスト結果を活用し、手順を見直している。 ・事故発生時には、手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告している。 【農場のルール違反】 ・農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にしている。 ・農場のルールを周知徹底している。 ・事故発生時は、原因追及と再発防止策の検討により再発を防いでいる。				
				事故や災害等に備えた農生産の維持・継続のための対策の実施。	・農林水産省の「自然災害時のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP（事業継続計画）」フォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えている。 ・台風等の災害に備え、収入保険や農業共済への加入を検討している。				
IV 人的資源	人権保護	共通	16	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。	・従業員へ労働条件を提示し、遵守している。 ・雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談している。 ・作業者を差別していない。 ・人権に関する教育を実施している。				
				技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	・在留資格の確認をしている。 ・適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れを行っている。 ・受入れ及び離職時のハローワークへの届出を行っている。 ・受入れ手続きの不備等を防ぐため、制度について、外国人技能実習機構へ相談し確認している。 ・快適に住める住居を提供している。				
IV 人的資源	人権保護	共通	18	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	・家族で話し合い、役割や報酬等を決めている。 ・家族の合意の下、役割や報酬等を含む家族経営協定を締結している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
IV 人的資源	人権保護	共通	19	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	・法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を適切に整備している。 ・適宜、労働基準監督署、社会保険労務士に相談している。 ・従業員と雇用者の両者間での話し合いを行い、従業員の不満を聞き改善している。 ・話し合った内容を記録している。				
IV 人的資源	農場経営管理	共通	20	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。	・作業者への教育、訓練の計画を立案している。 - 例①：食品安全を理解した者による、作業者への衛生管理の教育 - 例②：機械操作に熟練した安全な操作を理解した者による作業者への訓練 ・外国人技能実習生に対して、理解できる言語、図等により教育を実施しており、十分に理解できたか通訳等を介して確認している。				
IV 人的資源	人権保護 農場経営管理	共通	21	業務が原因で負傷、もしくはは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。	・死亡事故、けがや病気に備えて労災保険等に加している。 ・第三者を巻き込んだ事故に備えて任意保険に加している。				
IV 人的資源	労働安全 人権保護	共通	22	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	・必要な資格のリストを作成している。 ・資格が必要な作業を有資格者に限定している。 ・無資格者の資格取得を推進している。 ・機械や危険を伴う作業は、習熟した作業者に限定している。 ・安全意識を持って、農業機械の操作を心がけている。				
IV 人的資源	労働安全	共通	23	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	・農薬散布等危険な作業を行う場合は、必ず保護衣や防護具等を着用している。 ・保護衣や防護具は使用後に適切に洗浄し、汚染されないように適切に保管している。 ・保護具について、その機能が維持されているか使用前後の点検、日常の保守管理を実施している。				
IV 人的資源	労働安全	共通	24	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	・労働安全の責任者を特定している。 ・ほ場や作業場に救急用具や清潔な水、応急処置や事故への対応手順、緊急連絡先一覧を備え、作業員へ周知している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	農場経営管理	共通	25	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。	・次の①～⑤について農場のルールを定め、作業中・入場者へ周知し、遵守させている。 ①作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品、身の回り品の取扱い ②手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む）、消毒、爪の手入れ ③喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 ④トイレの利用 ⑤農産物や農産物が触れる器具、容器等への接触 ・訪問者自らの安全や、農場内の作業員の安全、農産物の安全のために、立入禁止箇所、機械・器具や資材に触れない、農場関係者の指示に従うこと等を明確にし、禁止行為を訪問者にも徹底している。 ・発熱や下痢等による体調不良の場合は、作業をしないようにしている。				
V 経営資源	食品安全・農場経営管理	共通	26	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。	・ほ場や施設の近くに手洗い場や清潔なトイレを確保している。 ・トイレからの汚水がほ場や水路を汚染しないよう、適切に排水している。				
V 経営資源	食品安全	共通	27	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。	・農業用水の状況を確認している。 ・ほ場周辺部からの影響を確認している。 ・栽培ほ場の土壌汚染リスクを確認している。 ・農産物に対して何らかの悪影響を及ぼす可能性のある場合、対応策をとっている。 ・排水溝等の設置により、大雨時にほ場や栽培施設内に汚水が流れ込むのを防いでいる。				
V 経営資源	環境保全	共通	28	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	・堆肥など有機質資材を利用した土づくりに努めている。 ・深耕や中耕などにより、土壌の物理性の改善に努めている。				
V 経営資源	環境保全	共通	29	土壌の侵食を軽減する対策の実施。	・作物を栽培していない時期に被覆作物を栽培する、防風措置を施す、畦畔や土手が崩れないように維持・強化するなどにより、強風や降雨により土壌が侵食されないよう対策をとっている。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全	共通	30	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づき対策を実施。	・水源が何か、水源の周辺に水を汚染する可能性のある施設等がないか、どのように使用する（散布、土壌かん注、洗浄、手洗い等）水なのか、いつ使用するか、水に含まれる危害要因が農産物に吸収され可食部に蓄積するのか等を確認している。 ・水の放射性物質汚染に関し、行政の調査結果を参考に、自らが使用している水源について安全性の検討を行い、検討の結果、リスクが高いと判断された場合、使用する水を水道水等に変更するなどの対策を取っている。				
V 経営資源	食品安全	青果物	31	養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。	・養液栽培の培養液は定期的に取り替え、又は再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理をしている。 ・養液栽培用の資材や機器は、衛生的な保管・取扱いをしている。				
V 経営資源	環境保全	共通	32	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。	・自らの農場からどのような排水が出ているかを把握している（機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残渣、農産物の洗浄水、培養液の排水などが想定される）。 ・排水を直接、河川などに流し込むと水源を汚染してしまうため、排水樹や沈殿槽を設ける、機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保する等の対策を講じている。 ・泥や農産物の残渣は、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水が溢れ出したりしないように管理している。 ・排水中の栄養分を極力少なくしてから排出している（培養液の排水が多かったり、排水中に栄養成分が残ったりしていると、水源の富栄養化の原因となり環境を汚染する）。				
V 経営資源	食品安全	共通	33	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	・衛生的な作業が行える明るさの照明を設置している。 ・作業場は定期的に清掃し整理整頓している。 ・作業場や保管場所等は清掃しやすい構造になっている。 ・発生しやすい有害生物を把握し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じている。 ・小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有害な雑草などの混入の可能性も検討し、混入防止対策を講じている。 ・照明が破損した場合の飛散防止対策を実施している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全 農場経営 管理	共通	34	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	・喫煙・飲食場所を指定し、農産物への汚染、異物混入及びアレルゲンの混入を防いでいる。 ・アレルギー物質を含む特定原材料として指定されているような農産物（そば、小麦、大豆、もも等）を取り扱っている場合、他の農産物との接触やその粉末や小片が誤って他の農産物に侵入することを防ぐため、アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程（同一機械・器具の使用、接触する可能性がある移動経路、同一の作業者等）を確認し、接触・侵入する可能性がある場合は、必要に応じて対策を講じている（例：アレルギー物質を含む農産物に使用した機械・器具は洗浄した上で、次の農産物の取扱いに際して、初めのうちは押し出し洗浄用として出荷対象としない等）。				
V 経営資源	食品安全	共通	35	農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。	・農産物に適した温度と湿度を保っている。 ・保管、貯蔵、出荷作業場等は、あらゆる設備、器具自体の使用前後の清掃だけでなく、同じ場所に農産物を汚染する可能性のある資材（農薬、肥料）、機械・器具（トラクター、農薬散布機、収穫、調製、選別時）を置かないようにしている。 ・収穫、調製、選別時は、必要に応じてマスクや帽子、手袋を着用するなど、異物混入防止をしている。 ・選別、調製の作業前には、手洗いを行い、作業中は装飾品を外している。 ・収穫物の洗浄には、飲料水と同等の水を使用している。				
V 経営資源	食品安全 環境安全 労働安全	共通	36	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	・機械・装置等を一覧表に書き出している。 ・農業機械等は使用前後には整備・点検を行うとともに、定期点検を行い、適切な管理、保管を実施している。 ・機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭取り等して衛生的に管理している。				
V 経営資源	農場経営 管理	共通	37	計量機器の点検・校正。	・計量機器の定期検査を実施している。 ・電池の交換を確認している。 ・がたつきのない水平な場所で使用している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全	共通	38	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	・収穫機、収穫コンテナ等を定期的に洗浄・清掃するなど異物混入防止策をとっている。 ・収穫コンテナ等は、直接地面に置かない、清潔なシートで覆うなどにより、農産物の汚染や異物混入を防いでいる。 ・機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているか確認している。 ・機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等についても、農産物に接触しても問題がないものを選定し使用している。 ・梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても、材質を調べる等して、問題がないか確認している。 ・日頃から、包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱っている。 ・用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し、適度な頻度で交換しながら使用している。				
V 経営資源	労働安全	共通	39	機械、装置、器具等の適正な使用。	・機械購入時に型式検査合格証票、取扱説明書等の有無を確認している。 ・機械、装置、器具等について、取扱説明書等を熟読し、適正に使用（※）している。 ・取扱説明書等は適切に保管している。 ※機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定、乗用型トラクター使用時の、シートベルトやパラシスウェイットの装着、移動時等の左右ブレーキの連結、脚立の固定金具の確実なロック等				
V 経営資源	食品安全 環境保全 労働安全	共通	40	食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。	・引火、発火、爆発等を起こさないように、適切な容器を使用し、保管庫などの条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を準備している。 ・農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう、燃料漏れ防止対策を講じるとともに、防油堤を設定する、吸着シートを用意する等、漏れた場合の対策も実施している。 ・保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用を徹底し、消防火や自治体の条例による規制を遵守して管理している。 ・燃料や危険物について数量を管理している。				
V 経営資源	環境保全	共通	41	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	・施設や機械の省エネルギー対策を行っている。 ・農業用水は効率的に使用している。 ・不要な照明のこまめな消灯や冷蔵庫や暖房の温度設定の最適化に取り組んでいる。 ・土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用等により、ほ場への炭素貯留をすすめている。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全 環境保全	共通	42	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	・農場から出る廃棄物を把握している。 ・使用済みプラスチックや作物残渣等、廃棄物は適正に処理している。 ・使用済み農業資材は、不適切な野焼きや放置、埋め立てをしない。 ・ほ場からでるごみの減量に努めている。 ・廃棄物は、廃棄まで決められた場所に保管している。 ・農業の空容器は水で3回以上すすぎ、適切に保管し、業者に委託処分している。 ・施設内に残渣等を放置せず、清掃している。 ・作物残渣等のリサイクル可能な有機物は有効利用している。				
V 経営資源	環境保全 労働安全	共通	43	農場内の整理・整頓・清潔・清掃の徹底、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	・農場内を整理、整頓し、常に衛生的にしている。				
V 経営資源	環境保全	共通	44	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	・機械操作の騒音トラブルを防ぐため、深夜早朝の作業は避けるよう努めている。 ・廃棄物が飛散しないようにネットやカバー等を展開している。 ・周辺環境に気を配り騒音、振動、悪臭、煙、埃、有害物質に関する問題が起きていないか把握する。				
V 経営資源	環境保全	共通	45	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	・農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか把握している。 ・農産物残渣の除去、放任果樹の除去、緩衝帯の設置等により鳥獣を引き寄せない取組を行っている。 ・対象鳥獣に応じた防護対策や捕獲対策、追い払い活動を行っている。 ・市町村の被害防止計画に基づく被害防止対策を実施している。 ・鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守している。 ・農場周辺に生息する動植物を把握し、自らの農業生産との関係について認識している。				
V 経営資源	環境保全	青果物	46	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。	・セイヨウオオマルハナバチの飼養に際し、環境省の許可を取得し、適正に管理している。 ・導入天敵などの外来生物を使用している場合も、取扱説明書の注意事項に沿って使用している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全	共通	47	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。	- 農林水産大臣が指定種苗として定めている種苗には、品種、生産地、採種年月（又は有効期限）、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されているので、記載事項を参考に、適切な種苗を入手し、記録している。 - 自家増殖した種苗については、どのほ場で採取されたものか（複数ほ場からの選抜も可）を記録している。 - 入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合は、その育苗記録を作成している。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	48	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	- 隣接ほ場からの農薬ドリフトの危険性について把握している。 - ドリフトの影響が懸念される場合は、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをしている。 - 緩衝地帯や防風ネットの設置等、ドリフト回避に向けた対策を実施している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	49	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMIにおける「予防」の取組）。	- 健全な種苗を使用している（種子更新・種子消毒の実施、病徴や徒長のない苗の使用等）。 - 病害虫の発生源（作物残渣、周辺雑草等）を除去している。 - 抵抗性品種を導入している。 - 輪作を実施している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	50	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミミングの判断（IPMIにおける「判断」の取組）。	発生予察情報（発生予察、注意報、警報等）を活用するとともに、ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより、防除要否及びタイミミングを判断している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	51	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMIにおける「防除」の取組）。	- 粘着シート、防虫ネット、防蛾灯等を利用している（物理的防除）。 - 天敵、微生物農薬等を活用している（生物的防除）。 - 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション防除）に取り組んでいる。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	52	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	- JA防除暦などを参考に、農場で使用する予定の農薬のリストを作成し、リスト掲載農薬のみを使用している。 - 農薬は農林水産省の登録番号が記載されたものを使用している。 - 農薬の特性を理解し、無駄な使用はしていない。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全	共通	53	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	・使用前に農薬使用計画を確認している。 ・使用前に最終有効年月を確認している。 ・使用の都度、容器等のラベルを確認し、適用作物や希釈倍率、使用時期等の使用基準を守っている。 ・農薬は計量機器を用いて正確に計っている。 ・防除記録で農薬の使用回数等を確認している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	54	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	・農薬は必要な散布量を決め、必要量を調製している。 ・周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	55	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。	・農薬散布前には、周辺ほ場や近隣住民へ事前通知するなどトラブル防止に努めている。 ・飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風の強い又は風が弱い日、時間に農薬を散布して自農場の農薬散布によるドリフトを防いでいる。 ・くん蒸剤を使用する場合、被覆することが農薬のラベルに指示されている場合は、必ず被覆等を行っている。				
VI 栽培管理	労働安全	共通	56	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための整備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	・農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用している。 ・防除衣・保護具は農薬の調整時（保管庫から取り出す作業含む）から着用している。 ・使用した防除衣や保護具を洗浄する場合、いったん着衣、装着したまま、水で洗い流し、保護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄している。 ・防除衣や保護具は、農薬成分の付着を防ぐため、農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意している。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全	共通	57	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理。	・農薬の使用前は、十分に洗浄されているか等について、防除器具を点検している。 ・農薬の使用後は、防除器具の洗浄・清掃を行っている。 ・農薬散布後の使用液やタンク洗浄水は、その農薬を散布したほ場に浸透する等、適切に処理している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全	共通	58	農薬の使用記録の作成・保存。	・農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農産物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全 労働安全	共通	59	食品安全（容器移し替え禁止、いたらずら防止の施設等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（事故・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。	・保管庫は施設できるものを使用し、鍵の管理者を決めている。 ・保管庫には危険性を警告する表示をしている。 ・農薬管理台帳により、使用量、在庫量を管理している。 ・農薬がこぼれないよう、対策を実施している。 ・農薬流出時のトレー・ほうき・ちりとりの対応設備を整えている。 ・農産物に使用する農薬と除草剤等、農産物以外に使用する農薬を区分して間違えないようにしている。 ・農薬は、購入時の容器のまま保管し、誤飲の原因となるペットボトル等への容器の移し替えは行わない。 ・立入可能な保管庫の場合、換気口を設置する等、通気性を確保している。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	60	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	・農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布等を防ぐため、農薬の責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整えている。 ・農薬使用計画に基づき、農薬の責任者により農薬散布を指示している。 ・農薬の責任者が、日々の散布計画を確認している。 ・農薬の責任者が、出荷の前に農薬使用の記録を確認し、間違った農薬使用がないか（希釈倍数や収穫前日数などが適切か）、在庫記録と照合し、使用量に誤りがないかを調べている。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全 農場経営管理	共通	61	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	・購入堆肥は成分表等により品質を確認している。 ・他者から入手した堆肥を使用する場合は、入手元に堆肥原料に関する情報と十分に発酵した堆肥であることを確認するよう努めている。 ・十分な温度で、長時間発酵させた堆肥を適切な量使用している。 ・堆肥の製造や保管に際しては、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆する、飛散防止用の囲いをする、発酵の途中で汚水が流れ出ないように溝を切る、集水桝を設けるなどして、環境汚染を起さないように管理している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全 環境保全	共通	62	原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。	・使用する肥料などの成分含有量を把握した上で、適切な施肥を行うために施肥設計を行っている。 ・肥料の安全性について、公表されている「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」の表に含まれていない肥料等については、原料の内容及び原産地、放射性物質の検査結果等を肥料メーカーや販売店等から取り寄せて確認している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	63	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。	・土壌診断を定期的に実施している。 ・診断結果を活用し、栽培暦等の施肥基準を参考に、適切な施肥設計を行っている。				
VI 栽培管理	農場経営 管理	共通	64	肥料等の使用記録の作成・保存。	・肥料等の使用に当たっては、①施用日、②施用場所、③施用した農産物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量、⑦施肥方法等の情報を記録し、適切に保存している。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全 労働安全	共通	65	食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下・発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。	・肥料は、雨や直射日光の当たらない場所で保管している。 ・地面からの湿気を防ぐため、肥料等をパレットの上に載せる等、直接土の上に置かないようにしている。 ・石灰窒素など農薬登録のあるものは、他の肥料等と区別して管理している。 ・堆肥は、流出、浸出液による水源汚染を防ぐため、床を不浸透性材料（コンクリート等）で作る、漏水しないように溝を設ける等の対策を講じている。 ・保管する肥料に、硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫酸粉末、生石灰が含まれる場合は、適切な保管方法を確認し、実行している。 ・肥料ごとの入荷量、出荷量、日付がわかる在庫台帳を用意し、記帳している。				
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	66	スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む）。	・作業者について、作業前に作業者の健康状態（下痢、腹痛、発熱等がないこと）を確認している。 ・手洗い、手指消毒のマニュアルを作成し、実施を徹底している。 ・作業者の検便を実施し、保菌状態を確認している。 ・施設の衛生管理として、トイレに入った靴のまま作業場に置かないよう、トイレの出入り口で靴の履き替えを行い、手洗いも必ず実行している。 ・種子の消毒、培地と培養容器の洗浄と殺菌処理、水の殺菌処理を行っている。 ・農産物について、必要に応じて、定期的に微生物検査を行い、適切に衛生管理ができているか検証している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	67	スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理。	・保管場所を清掃し、栽培容器を清潔な袋に入れて保管している。 ・作業者の手洗いを徹底している。保管場所への土足での立入を禁止している。 ・使用前に栽培容器に異常がないか点検している。 ・栽培容器、器具の消毒マニュアルを作成し、実施を徹底している。 ・使用済み栽培容器、器具と消毒済み容器、器具の区別と分別を徹底している。				
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	68	スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施。	・水質検査を実施し、飲用に適するレベルの水であることを確認している。 ・給水設備を定期的に点検・清掃している。 ・養液タンク等を定期的に洗浄している。 ・殺菌装置等を定期的にメンテナンスし、記録により確認し、定期的に装置を監視、点検している。 ・殺菌剤の濃度等（殺菌能力）を測定し、記録により確認するとともに、装置の不具合を通知する警報システムを設置している。				
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	69	スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所とは他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施。	・事務所等と建物を分け、障壁を設けている。 ・立入制限を床や壁に明示し、柵やロープ等を使って各区域の境界を明確にしている。 ・衛生管理区域に入る際には作業衣への着替え、作業靴への履き替え、手指や靴底の消毒ができるように設備を整えている。				
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	70	スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施。	・浸種槽、播種機、洗浄機、加湿器、発芽室、緑化設備、冷蔵庫等の設備や機械類を様々な工程で兼用すると、付着した微生物が他の工程に広まってしまう交差汚染が発生するため、工程ごとに設備や機械を専用化して、汚染が広がるのを防いでいる。 ・生産用具や清掃道具も兼用にすると交差汚染が発生するため、各工程（各作業区域）、用途（使用する対象）ごとに専用としている。				
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類	71	スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施。	・催芽前の種子に殺菌処理を行っている。 ・種子の荷受け時に包装の破れ、水濡れ、異物混入などの異常がないことを確認している。 ・殺菌後の種子を保管する容器、作業者の手指、靴底を消毒している。 ・種子保管室を適切な温度に管理し、種子が直接壁や床に接触しないよう衛生的に保管している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VII 専用項目	食品安全	きのこ	72	きのこ類の原木、菌床資材等、種の安全性の確認と適切な管理。	・基材、添加物等の菌床製造用の材料は、採取地、樹種、採取後の処理、組成成分や配合、使用方法等が明らかなものを受け入れている。 ・添加物は、品質に変化を起こさないように、指定の保管条件等を遵守し、高温多湿に注意して保管している。 ・種菌は速やかに使用している。 ・栽培用の容器等を再利用する場合は、適切に洗浄又は殺菌・消毒している。 ・資材、材料等は適切な環境で保管し、飛散防止や汚染を防止する対策を行っている。 ・消毒剤はきのこ栽培に影響のないものを選択している。				
VII 専用項目	食品安全	きのこ	73	きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。	・栽培施設を定期的に清掃、殺菌処理している。 ・機械・装置等は定期的に清掃・洗浄・点検し、必要なメンテナンスを実施している。				
VII 専用項目	食品安全	きのこ	74	菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。	・各生産工程において、使用した資材や作業の内容、栽培環境や条件を記録し、後から確認、検証できるように保存している。				
VII 専用項目	食品安全	きのこ	75	きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。	・培地の基材、栄養材、添加物等の安全性を確認している。 ・培地・容器の滅菌を徹底している。 ・詰込み完了後の培地は速やかに滅菌・冷却し、種菌を無菌状態で接種・植菌し、その後も適切な環境条件下で培養する。 ・有害菌等に汚染されたものは、直ちに選別、撤去を行い、滅菌後廃棄している。				
VII 専用項目	労働安全	きのこ等	76	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。	・届出、落成検査を実施している。 ・第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任している。 ・ボイラーの圧力や乾燥機等の種類によっては、他の資格が必要な場合や講習の受講のみで使用可能なものもあり、導入する装置に適した資格や講習を把握し、適切に対応している。				

岡山県版GAP（青果物（野菜・果樹・きのこ）点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VII 専用項目	農場経営 管理	きのこ等	77	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	・ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い、記録を3年間、保存している。 ・農場で使用する予定のボイラーが、当該規則及び関係する法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、有資格者を配置、点検の実施を行い、事故が発生しないように管理している。				
VII 専用項目	食品安全	果樹 (りんご)	78	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。	・りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策を実施している。 ・丁寧な収穫・出荷・選果段階における腐敗果の選別等の徹底を行っている。				

生産者		点検日	年	月	日
品目名		点検者			

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	1	農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。	・出荷する商品（品目）や生産工程（外部委託含む）、ほ場、倉庫・作業所等の施設等の基本的な情報について、生産工程フロー図（栽培、収穫、農産物取扱等）やほ場地図、施設等のレイアウト等を作成することで把握し、整理している。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	2	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	・経営者が農場で発生する業務ごとに漏れなく責任者を決めている。 ・責任者に学習の機会を与えて適切なルールを定められるようにしている。 ・業務の役割分担を明確にし、作業者全員に役割分担を周知している。 ・事故を想定した連絡、報告等が滞りなく行えるか訓練をしている。 ・責任者が責務を果たしているか、定期的に確認している。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	3	農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。	・農場運営の方針を定め、全従業員に周知している。 ・取引業者との契約に際し、法令遵守の項目を盛り込み誓約している。 ・自らの事業に係る法令を調査、把握し、自らの農場運営に反映させている。				
I 経営体制全体	農場経営管理	共通	4	国際水準GAPガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	・分かりやすい作業手順書（農場ルール）を作成し、ルールに違反した場合の対応を定めている。 ・農場ルールを理解した上で農作業を行い、内容を記録し・保存している。 ・記録を基に自己点検や内部監査を行い、結果を保存している。 ・自己点検等の結果、改善が必要な部分を把握し、農場ルールを見直している。				
II 生産体制全体	農場経営管理	共通	5	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	・技術・ノウハウが知的財産であることを認識している。 ・知的財産を有効に活用するための保護・活用手段（権利化、秘匿、公開）について理解し、該当する技術や品種等があれば、特許・品種登録等を行っている。 ・登録品種の種苗は、権利者の許諾を得て使用している。 ・講習会等に参加し、情報収集や生産技術の向上に努めている。 ・農業技術や種苗など知的財産の保護・活用に努めている。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
II 生産体制全体	農場経営管理	共通	6	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	・農場の運営に関する責任者を明確にしている。 ・品目やほ場にに応じた栽培計画を立てている。 ・生産工程管理の対象となるほ場の位置、面積を記録し、保存している。 ・栽培計画と実績を比較することにより、改善点を見出し、次の生産計画の基礎資料として活用している。				
				農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。	・農場での作業や使用した資材等、記録すべき事項を決めている。 ・記録ごとに説明責任を果たすために必要な保管期間を定めている。 ・所定の場所に保管する、ファイルに綴る、記録の管理責任者や担当者を決める等し、紛失や損傷しないように保管している。				
III リスク管理	食品安全	共通	8	農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが大きいと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場ルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	・農産物がどう消費されるかを考慮しつつ、その生産行程にどのような危害要因が潜んでいるか分析している。 ・分析の結果、重要な危害要因について、危害要因による農産物の汚染を防止・低減する対策を農場ルールとして策定し、作業者に周知している。 ・ルールを運用した結果、記録や検査に基づいてルールが守られているか確認するとともに、危害要因による汚染を防止・低減できたのか対策の有効性を検証している。 ・有効でないと判断された場合は、ルールを見直している。				
				農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	・具体的な取組の流れは①～⑥の通り ①ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、農場内の危険な作業・危険な箇所・危険な機械・器具、危険物を抽出している。 ②過去の事故事例や農場内の事故経緯などを参考に、労働災害の起こりやすさ及び健康に対する悪影響の程度を考慮した労働安全に関する危害要因のリスク評価を実施している。 ③リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための対策（農場ルール）を設定している。 ④農場ルールを実施している。 ⑤農場ルールの実施により労働安全に関する危害要因を除去又は低減できているか検証を実施し、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直しをしている。 ⑥ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直しをしている。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
III リスク管理	環境保全	共通	10	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づき対策の実施、検証、見直しを実施。	・具体的な取組の流れは①～⑥の通り ①農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源を把握している。 ②環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する悪影響の厳しさを考慮したリスク評価を実施している。 ③リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された環境に負荷を与える要因を除去している又は低減するための対策（農場ルール：施肥計画、廃棄物の処分方法等）を設定している。 ④農場ルールを実施している。 ⑤農場ルールの実施により環境負荷要因を除去又は低減できているか検証し、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直している。 ⑥ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直している。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	11	出荷する商品の表示の管理及び收穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	・出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。 ・出荷する農産物と各種記録（栽培、收穫、出荷等）を紐づけし、取引先からの情報提供の求めに対して対応できる。 ・米穀等の取引に関する記録は原則3年間保存している。				
III リスク管理	食品安全	穀物	12	異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施している。 ・未熟粒の多混入、発酵の兆候が見られるもの等とは、混入しないよう区別して搬入している。 ・品種を変えて乾燥調製する場合、機械の空運転を十分に行い、清掃した後、行っている。 ・衛生害虫の発生減の根絶、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている。				
III リスク管理	農場経営管理	穀物	13	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。	・区分して保管し、票せんによる用途の提示を行っている。 ・販売・譲渡するときには、容器または包装に「用途」を明記し、他の用途への転用防止対策を行っている。 ・販売先と法令に基づき契約している。 ・食用不適米穀は廃棄、又は、食用に供しない物資の加工・製造用途に使用している。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	14	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づき管理を遵守することについての外部委託先との合意。	・外部委託先に、委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順を守る合意を得ている。 ・外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか確認している。 ・外部委託先が作成している記録を確認している。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
III リスク管理	農場経営管理	共通	15	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。	- 行政や同業者等から積極的に情報収集するよう努めている。 - 外部の検査分析機関については、ISO17025認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼している。 - 検査機関の登録、認証の範囲を確認している。 - 取引先と農産物等の取扱いや保管に関する契約書、覚書等を締結している。 - 取引先の作業の状況を定期的に点検している。 - 事故が発生した場合の処置を合意している。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	16	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	【クレーム対応】 - 商品のクレーム対応の手順を明確にしている。 - クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行っている。 - テスト結果を活用し、手順を見直している。 - 事故発生時には、手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告している。 【農場のルール違反】 - 農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にしている。 - 農場のルールを周知徹底している。 - 事故発生時は、原因追及と再発防止策の検討により再発を防いでいる。				
III リスク管理	農場経営管理	共通	17	事故や災害等に備えた農産生産の維持・継続のための対策の実施。	- 農林水産省の「自然災害時のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP（事業継続計画）」フォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えている。 - 台風等の災害に備え、収入保険や農業共済への加入を検討している。				
IV 人的資源	人権保護	共通	18	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。	- 従業員へ労働条件を提示し、遵守している。 - 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談している。 - 作業者を差別していない。 - 人権に関する教育を実施している。				
IV 人的資源	人権保護	共通	19	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	- 在留資格の確認をしている。 - 適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れを行っている。 - 受入れ及び離職時のハローワークへの届出を行っている。 - 受入れ手続きの不備を防ぐため、制度について、外国人技能実習機構へ相談し確認している。 - 快適に住める住居を提供している。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
IV 人的資源	人権保護	共通	20	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	・家族で話し合い、役割や報酬等を決めている。 ・家族の合意の下、役割や報酬等を含む家族経営協定を締結している。				
IV 人的資源	人権保護	共通	21	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	・法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を適切に整備している。 ・適宜、労働基準監督署、社会保険労務士に相談している。 ・従業員と雇用者の面々での話し合いを行い、従業員の不満を聞き改善している。 ・話し合った内容を記録している。				
IV 人的資源	農場経営管理	共通	22	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。	・作業者への教育、訓練の計画を立案している。 例①：食品安全を理解した者による、作業者への衛生管理の教育 例②：機械操作に熟練し安全な操作を理解した者による作業者への訓練 ・外国人技能実習生に対して、理解できる言語、図等により教育を実施しており、十分に理解できたか通訳等を介して確認している。				
IV 人的資源	人権保護 農場経営管理	共通	23	業務が原因で負傷、もしくはは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続きの実施。	・死亡事故、けがや病気に備えて労災保険等に参加している。 ・第三者を巻き込んだ事故に備えて任意保険に参加している。				
IV 人的資源	農場経営管理	穀物	24	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化。	・施設の適正な管理及び運営を行っている。 ・管理者とオペレーターの責任分担を明確にしている。 ・あらかじめ想定される異常事態とその対処方法についてのマニュアルを作成している。				
IV 人的資源	労働安全 人権保護	共通	25	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	・必要な資格のリストを作成している。 ・資格が必要な作業を有資格者に限定している。 ・無資格者の資格取得を推進している。 ・機械や危険を伴う作業は、習熟した作業者に限定している。 ・安全意識を持って、農業機械の操作を心がけている。				
IV 人的資源	労働安全	共通	26	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	・農薬散布等危険な作業を行う場合は、必ず保護衣や防護具等を着用している。 ・保護衣や防護具は使用後に適切に洗浄し、汚染されないように適切に保管している。 ・保護具について、その機能が維持されているか使用前後の点検、日常の保守管理を実施している。				
IV 人的資源	労働安全	共通	27	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	・労働安全の責任者を特定している。 ・ほ場や作業場に救急用具や清潔な水、応急処置や事故への対応手順、緊急連絡先一覧を備え、作業員へ周知している。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	農場経営管理	共通	28	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。	・次の①～⑤について農場のルールを定め、作業着・入場者へ周知し、遵守させている。 ①作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品、身の回り品の取扱い ②手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む）、消毒、爪の手入れ ③喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 ④トイレの利用 ⑤農産物や農産物が触れる器具、容器等への接触 ・訪問者自らの安全や、農場内の作業員の安全、農産物の安全のためにも、立入禁止箇所・機械・器具や資材に触れない、農場関係者の指示に従うこと等を明確にし、禁止行為を訪問者にも徹底している。				
V 経営資源	食品安全・農場経営管理	共通	29	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。	・ほ場や施設の近くに手洗い場や清潔なトイレを確保している。 ・トイレからの汚水がほ場や水路を汚染しないよう、適切に排水している。				
V 経営資源	食品安全	共通	30	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づき対策の実施。	・農業用水の状況を確認している。 ・ほ場周辺部からの影響を確認している。 ・栽培ほ場の土壌汚染リスクを確認している。 ・農産物に対して何らかの悪影響を及ぼす可能性のある場合、対応策をとっている。 ・ほ場の畦畔には、適切な排水溝を設け、大雨時に、ほ場に汚水が流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するように努めている。				
V 経営資源	食品安全	穀物	31	生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるような、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施。	・米穀やほ場のカドミウム濃度実態を把握している。 ・高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性があると判断される場合は、出穂前後3週間前の灌水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組むこととしている。				
V 経営資源	環境保全	共通	32	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	・堆肥など有機質資材を利用した土づくりに努めている。 ・深耕や中耕などにより、土壌の物理性の改善に努めている。				
V 経営資源	環境保全	共通	33	土壌の侵食を軽減する対策の実施。	・畦畔や土手が崩れないように維持・強化するなどにより、強風や降雨により土壌が侵食されないよう対策をとっている。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		備考				
				取組事項	点検項目例					
V 経営資源	食品安全	共通	34	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づき対策を実施。	・水源が何か、水源の周辺に水を汚染する可能性のある施設等がないか、どのように使用する（散布、土壌かん注、洗浄、手洗い等）水なのか、いつ使用するのか、水に含まれる危害要因が農産物に吸収され可食部に蓄積するのか等を確認している。 ・水の放射性物質汚染に関し、行政の調査結果を参考に、自らが使用している水源について安全性の検討を行い、検討の結果、リスクが高いと判断された場合、使用する水を水道水等に変更するなどの対策を取っている。					
V 経営資源	環境保全	共通	35	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。	・自らの農場からどのような排水が出ているかを把握している（機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残液、農産物の洗浄水、培養液の排水などが想定される）。 ・排水を直接、河川などに流し込むと水源を汚染してしまうため、排水柵や沈殿槽を設ける。機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保する等の対策を講じている。 ・泥や農産物の残渣は、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水が溢れ出したりしないように管理している。					
V 経営資源	環境保全	穀物	36	水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。	・水田の代かきは浅水状態で行っている。 ・あぜ塗り、あぜシート等を利用している。					
V 経営資源	食品安全	共通	37	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	・衛生的な作業が行える明るさの照明を設置している。 ・作業場は定期的に清掃し整理整頓している。 ・作業場や保管場所等は清掃しやすい構造になっている。 ・発生しやすい有害生物を把握し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じている。 ・小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有害な雑草などの混入の可能性も検討し、混入防止対策を講じている。 ・照明が破損した場合の飛散防止対策を実施している。 ・自ら乾燥調整、貯蔵、出荷を行っている場合は、乾燥調整や貯蔵段階でかびを発生させないようにしている。					
V 経営資源	食品安全 農場経営管理	共通	38	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	・喫煙・飲食場所を指定し、農産物への汚染、異物混入及びアレルゲンの混入を防いでいる。 ・アレルギー物質を含む特定原材料として指定されているような農産物（そば、小麦、大豆、もも等）を取り扱っている場合、他の農産物との接触やその粉末や小片が誤って他の農産物に侵入することを防ぐため、アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程（同一機械・器具の使用、接触する可能性のある移動経路、同一の作業者等）を確認し、接触・侵入する可能性がある場合は、必要に応じて対策を講じている（例：アレルギー物質を含む農産物に使用した機械・器具は洗浄した上で、次の農産物の取扱いに際して、初めのうちは押し出し洗浄用として出荷対象としない等）。					

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全	共通	39	農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。	・乾燥調製施設では、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施している。 ・農産物に適した温度と湿度を保っている。 ・保管、貯蔵、出荷作業場等は、あらゆる設備、器具自体の使用前後の清掃だけでなく、同じ場所に農産物を汚染する可能性のある資材（農薬、肥料）、機械・器具（トラクター、農薬散布機器、防除衣）、燃料等を置かないようにしている。 ・収穫、調製、選別時は、必要に応じてマスクや帽子、手袋を着用するなど、異物混入防止をしている。 ・選別、調製の作業前には、手洗いを行い、作業中は装飾品を外している。				
V 経営資源	食品安全 環境保全 労働安全	共通	40	器具、容器、設備、機械・装置及び運輸車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	・機械・装置等を一覧表に書き出している。 ・農業機械等は使用前後には整備・点検を行うとともに、定期点検を行い、適切な管理、保管を実施している。 ・機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭取り等して衛生的に管理している。				
V 経営資源	農場経営管理	共通	41	計量機器の点検・校正。	・計量機器の定期検査を実施している。 ・電池の交換を確認している。 ・がたつきのない水平な場所で使用している。				
V 経営資源	食品安全	共通	42	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	・収穫機、収穫コンテナ等を定期的に洗浄・清掃するなど異物混入防止策をとっている。 ・機械や運輸車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているか確認している。 ・機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等についても、農産物に接触しても問題がないものを選定し使用している。 ・梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても、材質を調べる等して、問題がないか確認している。 ・日頃から、包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱っている。 ・用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し、適度な頻度で交換しながら使用している。				
V 経営資源	労働安全	共通	43	機械、装置、器具等の適正な使用。	・機械購入時に型式検査合格証票、取扱説明書等の有無を確認している。 ・機械、装置、器具等について、取扱説明書等を熟読し、適正に使用（※）している。 ・取扱説明書等は適切に保管している。 ※機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定、乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイットの装着、移動時等の左右ブレーキの連結、脚立の固定金具の確実なロック等				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	食品安全 環境保全 労働安全	共通	44	食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。	・引火、発火、爆発等を起こさないように、適切な容器を使用し、保管庫などの条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を準備している。 ・農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう、燃料漏れ防止対策を講じるとともに、防油堤を設定する、吸着シートを用意する等、漏れた場合の対策も実施している。 ・保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用を徹底し、消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理している。 ・燃料や危険物について数量を管理している。				
V 経営資源	環境保全	共通	45	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	・施設や機械の省エネルギー対策を行っている。 ・農業用水は効率的に使用している。 ・不要な照明のこまめな消灯や冷蔵庫や暖房の温度設定の最適化に取り組んでいる。 ・土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用等により、ほ場への農業貯留をすすめている。 ・水田におけるメタンの排出抑制の取組（中干し期間の延長や秋耕）を行っている。				
V 経営資源	食品安全 環境保全	共通	46	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	・農場から出る廃棄物を把握している。 ・使用済みプラスチックや作物残渣等、廃棄物は適正に処理している。 ・使用済み農業資材は、不適切な野焼きや放置、埋め立をしない。 ・ほ場からでるごみの減量に努めている。 ・廃棄物は、廃棄まで決められた場所に保管している。 ・農業の空容器は水で3回以上すすぎ、適切に保管し、業者に委託処分している。 ・施設内に残渣等を放置せず、清掃している。 ・作物残渣等のリサイクル可能な有機物は有効利用している。				
V 経営資源	環境保全 労働安全	共通	47	農場内の整理・整頓・清潔・清掃の徹底、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	・農場内を整理、整頓し、常に衛生的にしている。				
V 経営資源	環境保全	共通	48	周辺住民等に対する騒音・振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	・機械操作の騒音トラブルを防ぐため、深夜早朝の作業は避けるよう努めている。 ・廃棄物が飛散しないようにネットやカバー等を展開している。 ・周辺環境に気を配り騒音、振動、悪臭、煙、埃、有害物質に関する問題が起きていないか把握する。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
V 経営資源	環境保全	共通	49	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	・農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか把握している。 ・農産物残渣の除去、放任果樹の除去、緩衝帯の設置等により鳥獣を引き寄せない取組を行っている。 ・対象鳥獣に応じた防護対策や捕獲対策、追い払い活動を行っている。 ・市町村の被害防止計画に基づく被害防止対策を実施している。 ・鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守している。 ・農場周辺に生息する動植物を把握し、自らの農業生産との関係について認識している。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	50	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。	・農林水産大臣が指定種苗として定めている種苗には、品種、生産地、採種年月（又は有効期限）、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されているので、記載事項を参考に、適切な種苗を入手し、記録している。 ・自家増殖した種苗については、どのほ場で採取されたものか（複数ほ場からの選抜も可）を記録している。 ・入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合は、その育苗記録を作成している。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	51	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	・隣接ほ場からの農薬ドリフトの危険性について把握している。 ・ドリフトの影響が懸念される場合は、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをしている。 ・緩衝地帯や防風ネットの設置等、ドリフト回避に向けた対策を実施している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	52	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMIにおける「予防」の取組）。	・健全な種苗を使用している（種子更新・種子消毒の実施、病徴や徒長のない苗の使用等）。 ・病害虫の発生源（作物残渣、周辺雑草等）を除去している。 ・抵抗性品種を導入している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	53	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMIにおける「判断」の取組）。	・発生予察情報（発生予察、注意報、警報等）を活用するとともに、ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより、防除要否及びタイミングを判断している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	54	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMIにおける「防除」の取組）。	・温湯消毒など減農薬につながる技術を活用している（物理的防除）。 ・同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション防除）に取り組んでいる。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全	共通	55	使用する予定の農薬の情報をもとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	・JA防除暦などを参考に、農場で使用する予定の農薬のリストを作成し、リスト掲載農薬のみを使用している。 ・農薬は農林水産省の登録番号が記載されたものを使用している。 ・農薬の特性を理解し、無駄な使用はしていない。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	56	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	・使用前に農薬使用計画を確認している。 ・使用前に最終有効年月を確認している。 ・使用の都度、容器等のラベルを確認し、適用作物や希釈倍率、使用時期等の使用基準を守っている。 ・農薬は計量機器を用いて正確に計っている。 ・防除記録で農薬の使用回数等を確認している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	57	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	・農薬は必要な散布量を決め、必要量を調製している。 ・周辺環境を汚染しない場所です必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施している。				
VI 栽培管理	環境保全	共通	58	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。	・農薬散布前には、周辺ほ場や近隣住民へ事前通知するなどトラブル防止に努めている。 ・飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風の弱い又は風が弱い日、時間に農薬を散布して目農場の農薬散布によるドリフトを防いでいる。				
VI 栽培管理	労働安全	共通	59	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	・農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用している。 ・防除衣・保護具は農薬の調整時（保管庫から取り出す作業含む）から着用している。 ・使用した防除衣や保護具を洗浄する場合、いったん着衣、装着したまま、水で洗い流し、保護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄している。 ・防除衣や保護具は、農薬成分の付着を防ぐため、農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意している。				
VI 栽培管理	環境保全	穀物	60	水田からの農薬流出を防止する対策の実施。	・用水路等に農薬が流出しないよう1週間程度止水している。 ・止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じている。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全	共通	61	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理。	・農薬の使用前は、十分に洗浄されているか等について、防除器具を点検している。 ・農薬の使用後は、防除器具の洗浄・清掃を行っている。 ・農薬散布後の使用残液やタンク洗浄水は、その農薬を散布したほ場に浸透する等、適切に処理している。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
VI 栽培管理	食品安全	共通	62	農薬の使用記録の作成・保存。	農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農産物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全 労働安全	共通	63	食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施設等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。	- 保管庫は施錠できるものを使用し、鍵の管理者を決めている。 - 保管庫には危険性を警告する表示をしている。 - 農薬管理台帳により、使用量、在庫量を管理している。 - 農薬がこぼれないよう、対策を実施している。 - 農薬流出時のトレー・ほうき・ちりとり等の対応設備を整えている。 - 農産物に使用する農薬と除草剤等、農産物以外に使用する農薬を区分して間違えないようにしている。 - 農薬は、購入時の容器のまま保管し、誤飲の原因となるペットボトル等への容器の移し替えは行わない。 - 立入可能な保管庫の場合、換気口を設置する等、通気性を確保している。				
VI 栽培管理	食品安全	共通	64	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	- 農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布等を防ぐため、農薬の責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整えている。 - 農薬使用計画に基づき、農薬の責任者により農薬散布を指示している。 - 農薬の責任者が、日々の散布計画を確認している。 - 農薬の責任者が、出荷の前に農薬使用の記録を確認し、間違った農薬使用がないか（希釈倍率や収穫前日数などが適切か）、在庫記録と照合し、使用量に誤りがないかを調べている。				
VI 栽培管理	食品安全 環境保全	共通	65	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	- 購入堆肥は成分表等により品質を確認している。 - 他者から入手した堆肥を使用する場合は、入手元に堆肥原料に関する情報と十分に発酵した堆肥であることを確認するよう努めている。 - 十分な温度で、長時間発酵させた堆肥を適切な量使用している。 - 堆肥の製造や保管に際しては、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆する、飛散防止用の囲いをする、発酵の途中で汚水が流れ出ないように溝を切る、集水桝を設けるなどして、環境汚染を起さないように管理している。				

岡山県版GAP（穀物（米・麦））点検・評価シート

岡山県

※評価欄に「○」を記入してください。未達成の場合は、その要因や改善策を備考欄に記入してください。該当なしの場合は、その理由を記入してください。
 ※「取組事項」を評価する際の参考例として「点検項目例」を記載しています。

区分	分野	品目	番号	取組事項及び点検項目例		評価			備考
				取組事項	点検項目例	達成	未達成	該当なし	
Ⅵ 栽培管理	食品安全 環境保全	共通	66	原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。	・使用する肥料などの成分含有量を把握した上で、適切な施肥を行うために施肥設計を行っている。 ・肥料の安全性について、公表されている「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」の表に含まれていない肥料等については、原料の内容及び原産地、放射性物質の検査結果等を肥料メーカーや販売店等から取り寄せて確認している。				
Ⅵ 栽培管理	環境保全	共通	67	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。	・土壌診断を定期的に実施している。 ・診断結果を活用し、栽培暦等の施肥基準を参考に、適切な施肥設計を行っている。				
Ⅵ 栽培管理	農場経営 管理	共通	68	肥料等の使用記録の作成・保存。	・肥料等の使用に当たっては、①施用日、②施用場所、③施用した農産物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量、⑦施肥方法等の情報を記録し、適切に保存している。				
Ⅵ 栽培管理	食品安全 環境保全 労働安全	共通	69	食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。	・肥料は、雨や直射日光の当たらない場所で保管している。 ・地面からの通気を防ぐため、肥料等をパレットの上に載せる等、直接土の上に置かないようにしている。 ・石灰窒素など農薬登録のあるものは、他の肥料等と区別して管理している。 ・堆肥は、流出、浸出液による水源汚染を防ぐため、床を不透透性材料（コンクリート等）で作る、漏水しないように溝を設ける等の対策を講じている。 ・保管する肥料に、硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫酸粉末、生石灰が含まれる場合は、適切な保管方法を確認し、実行している。 ・肥料ごとの入荷量、出荷量、日付がわかる在庫台帳を用意し、記帳している。				
Ⅶ 専用項目	食品安全	麦	70	麦類のDON（デオキシニバレノール）・NIV（ニバレノール）等のかび毒汚染低減対策を実施。	・麦類の赤かび病防除のため適期防除をしている。 ・麦類のかび毒汚染低減のため適期収穫や適切な乾燥調製を実施し、赤かび被害粒を除去している。				

参考資料1 参考様式（例）

様式 ほ場管理台帳

(ほ場図:ほ場及び周辺ほ場、環境を記入)	(汚水侵入、隣接作物への農薬ドリフト等の危険性を検討し、記載する)

様式 ほ場管理台帳（一覧表）

番号	名称	住所	面積(a)	自己所有/借地	本年度栽培作物	昨年度栽培作物

様式 肥料・堆肥管理台帳

肥料・堆肥名	主原料	製造・購入月日	購入先	購入数量	使用月日	使用数量	在庫数量

様式 農薬管理台帳

農薬名	成分名	購入月日	購入先	購入数量	有効期限	使用月日	使用数量	在庫数量

様式 農薬散布記録

ほ場情報				農薬散布			
番号	名称	面積(a)	栽培作物	散布日	農薬名	希釈倍率	使用量

様式 機械管理台帳

機械 No.	機械名・型式	メーカー	保守業者	燃料の種類	定期点検実施日					機械の購入・廃棄の履歴等
					R6	R7	R8	R9	R10	

※生産履歴台帳については部会等が示す様式に従い記録する。

緊 急 連 絡 先

連絡先	電話番号
救急・消防サービス	1 1 9
警察	1 1 0
日本中毒情報センター (農薬中毒が疑われる場合)	■大阪中毒 110 番 0 7 2 - 7 2 7 - 2 4 9 9 ■つくば中毒 110 番 0 2 9 - 8 5 2 - 9 9 9 9 (3 6 5 日 2 4 時間受付)
かかりつけ病院	(内科) 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 (外科) 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
地元市町村環境部局	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
保健所	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
J A	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
燃料購入業者	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
肥料購入業者	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
農薬購入業者	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
清掃事業専門業者	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
家族	(自宅) 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 (□□携帯電話) 〇〇〇—〇〇〇〇〇—〇〇〇〇

参考資料3 GAP事例

●農薬保管(悪い例)



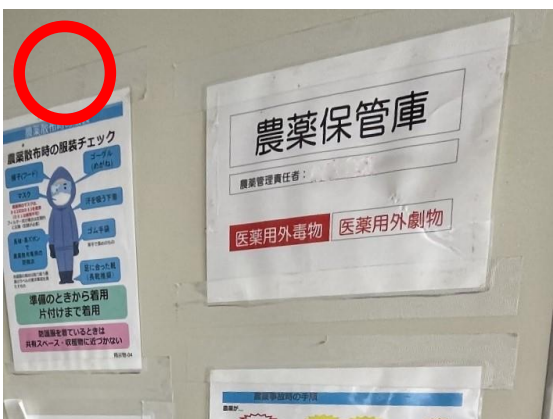
乱雑な保管

●農薬保管(良い例)



用途別に分類して保管

●農薬保管



農薬保管庫であることの掲示

●肥料保管



種類別にパレットの上に保管

●農薬散布



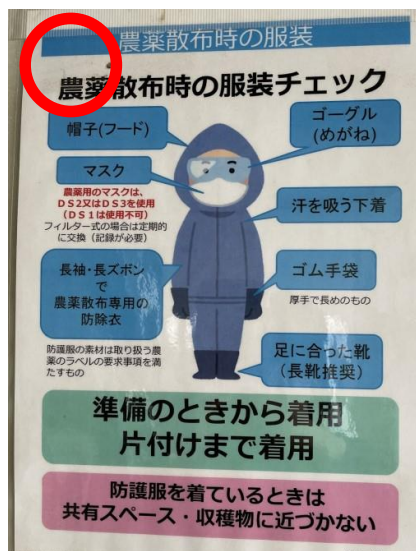
農薬散布セット（ゴーグル、マスク、手袋、防護服、長靴）を準備

●農薬散布



農薬散布セット（ゴーグル、マスク、手袋、防護服、長靴）を着用

●農薬散布



農薬散布時の服装の掲示

●出荷資材の整理



出荷資材の整理整頓

●選果場



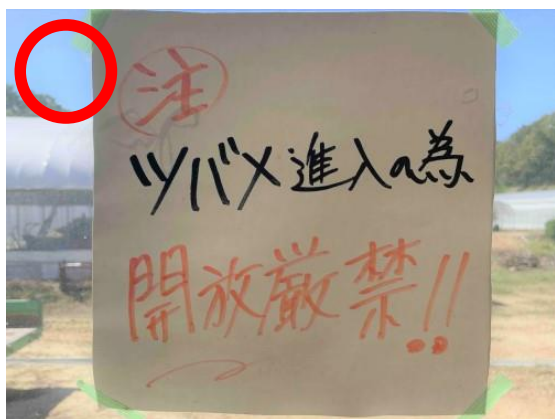
選果・選別作業は作業台の上で実施

●選果場



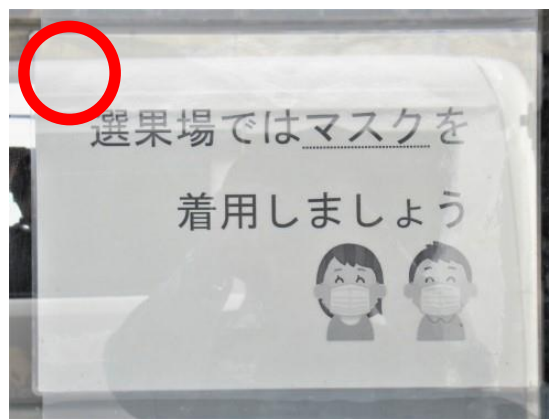
選果場に農産物の保管用の冷蔵庫を設置

●選果場



選果場出入り口へツバメ進入防止の掲示

●選果場



選果場出入り口へマスク着用の掲示

●農作業安全



農業機械運転時はヘルメットを着用

●農作業安全



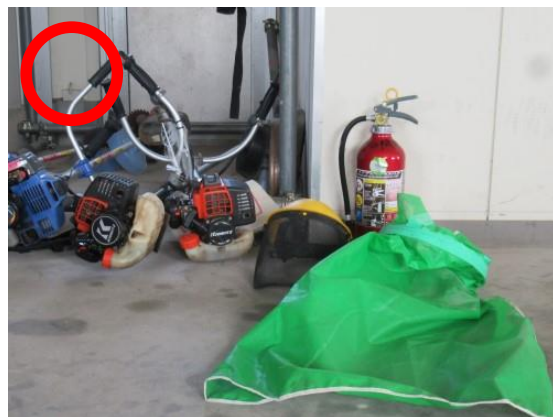
農業機械運転時はヘルメットを着用

●農作業安全



農業機械にヘルメットを常備し、
かぶり忘れの防止

●農作業安全（草刈）



草刈機とフェイスガードと草刈用エプロン
を準備し、草刈時に着用

●農場管理



ハウスごとに番号を表示

●作物残渣の適正な処理



作物残渣はほ場内に放置せず、適切に廃棄

●病害虫防除



ハウスへの防虫ネットの設置

●病害虫防除



果樹園への黄色防蛾灯の設置

●病害虫防除



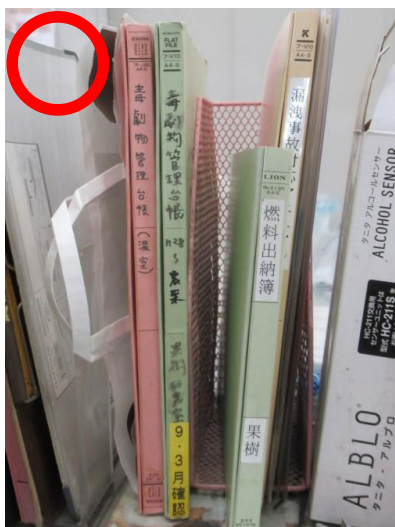
粘着板（黄色及び青色）の設置

●病害虫防除



天敵（スワルスキーカブリダニ）の利用
(写真はアザミウマ幼虫を捕食したところ)

●記録の保管



各種記録の保管

●喫煙場所の設置



ほ場、選果場から離れた場所に喫煙場所を
設置